

## ～相続・事業承継支援の税理士におくる～

# 『危ない民事信託』を生まさせないポイント

財産管理・遺産承継の一手法としての「民事信託」が注目される中、有用性だけがクローズアップされ、その裏に潜むリスクやトラブルを警鐘する声はあまり聞こえてこない。民事信託を活用したいと考える税理士にとって、このテーマは重要なポイントに違いない。そこで、信託実務の経験豊富な石脇俊司氏より、「危ない民事信託を生まさせない」という観点から寄稿してもらった。

筆者は現在、信託会社の経験を活かし、民事信託（委託者の家族等が受託者となる信託のため、一般的には「家族信託」と言われている）の設定とその後の受託者の支援を行っている。本稿では信託実務の経験を有する者という立場で、今後、健全な民事信託が普及し活用されるよう『危ない民事信託』を生まないためのポイントについて自身の経験をもとに言及させていただく。

申し上げるまでもないが、認知症を罹患したことにより意思能力を失ってしまう高齢者の数は、今後ますます増加する。そうした状況下において、資産を受託者に移転し、その資産の管理と承継を任せる信託の活用は超高齢社会の日本において、非常に有効な資産管理の仕組みで、特に資産管理に手間がかかる不動産や後継者への自社株承継には信託の利用は有用である。

そこで、信託のニーズがある者の相談は「誰が受けるのがよいか？」についてだが、弁護士・司法書士・行政書士などの法律の専門家や税務の専門家である税理士、ライフプランを支えるFP、金融機関、不動産会社などその担い手は多数ある。

なかでも、信託する資産が不動産や自社株ということから、第一番目の相談先は税理士というお客様が多い。

大変残念なことであるが、現在、『危ない』と懸念される民事信託は発生し存在している。なぜそのような『危ない民事信託』が生まれてしまうのか？ その原因について筆者の意見をまとめる。

### (1) なぜ『危ない民事信託』が生まれてしまうのか？

危ない民事信託が生まれる原因は多数ある。複合的に生じている信託もあれば、一つ大きな問題を抱えているものなど様々である。

#### ① 信託で全てが解決されるという勘違い

多くの民事信託は契約により作成されている。資産の管理や承継に関する委託者の想いは、信託契約に自由に反映することができ多様である。その自由さゆえに、信託は万能であるとも勘違いされてしまうことがある。しかし、決してそのようなことはない。例えば、高齢者の身上

## 税以外に精通する専門家との協力体制でリスク軽減

保護は信託では実現できず、後見制度を活用することが必要でもある。

#### ② 実務経験が豊富な専門家はまだまだ少ない

民事信託の活用が注目されるようになったといってもここ5年程度のことと、その取り組み事例も年々増えているが、まだその実績は少ない。委託者が亡くなった（相続が発生）という事例もまだ少数であろう。信託の設定から終了まで信託に関わる全てを経験した専門家はまだまだ少数である。

#### ③ 専門家一人では対応できない民事信託

信託は、業務領域が異なる専門家同士の連携が不可欠である。信託ニーズのある者の想いをヒアリングする者、信託の仕組みを検討する者、その仕組みを信託契約にする者、信託契約の内容から課税を検討・確認する者、信託による資産管理を確実にするために各関連機関（公証人、金融機関など）と調整する者、信託財産の受託者への移転を支援する者、そして信託設定後の受託者の信託事務を継続的に支援する者など様々な支援者の連携が必要である。

法律の専門家、税務の専門家、資産管理の実務者は、日常それぞれ独自に業を行っているため、残念なことに各専門家が速やかに連携することはなかなか難しい。お客様から相談され、案件を担当することとなった者が、誰のサポートを得ればよいかかわからず進め、専門でない領域もやむを得ず担うような取り組みもある。これでは『危ない民事信託』は容易に生まれてしまう。

#### ④ 金融機関の対応

信託は金融機関の支援なくして実現が不可能である。しかし、現在、金融機関は、民事信託の支援について非常に慎重である。依頼者の最寄りの金融機関が一切信託に対応しない場合、依頼者の想いをどのように実現するのかを慎重に検討し進める必要がある。作業効率を重視して安易な方法へと流れ、必要な金融機関の支援を得ないまま不完全な状態で進めてしまうことは、『危ない民事信託』へとつながる。

信託財産（不動産）に付随する債務の取り扱いや信託財産を管理する信託口座の開設についての安易な取り組みは、将来、大きな問題を引き

起こすことにもつながる。

⑤ 信託の設定後のサポートが不十分  
民事信託は資産管理の専門家ではない（素人の）者が受託者となる信託である。そのため信託を設定した後も、信託の設定に関与した専門家が継続的に支援することが必要である。

現在、受託者の支援を積極的に行っているケースは少なく、この点については大いに危機感を感じている。

#### ⑥ 遺留分

信託は資産承継の目的で利用されることもある。委託者の有する資産の多くを信託し、特定の相続人に承継することも信託では可能だが、その特定の者以外の相続人には遺留分がある。信託の活用により遺留分が無くなるのではないため、特定者の者に偏ったかたちでの資産承継を目指す信託は危ない。実際、遺留分をめぐって裁判となっている事案もある。

#### ⑦ 税法

ほとんどの民事信託は、受益者が課税される受益者等課税信託であり、あまり難しくないように感じられる。しかし、相続時の債務控除の取り扱いなど税務上まだ明確になっていないこともあり、税について不十分な検討のままの民事信託は、将来、課税上大きな問題が起きる可能性がある。

委託者であり受益者である者が亡くなったことにより信託が終了し、終了後、信託の残余財産を受託者である子に返還するような信託では、信託財産に付随する債務を控除することができない可能性があり注意が必要である。

### (2) 『危ない民事信託』を生まないための対策

本稿では、読者である税理士の方々が民事信託に関わる際、どのようなことを注意して『危ない民事信託』の発生を防ぐか、について意見をまとめてみる。

#### ① 自身では対応せず専門家に紹介する場合

ご自身では対応せず専門家にお客様を紹介する税理士は多いと思われる。その場合、誰に紹介するのがよいか？ということが最大の問題である。

現在、実績のある専門家はいるものの、その数はごく少数であると述べた。その専門家に紹介してよいかを見極める際、すべてを一人で完結できると言う専門家には紹介しないことを筆者はお勧めする。信託は専



石脇 俊司  
いしわき しゅんじ

(株) 継志舎 代表取締役  
一般社団法人 民事信託活用支援機構理事

日本証券アナリスト協会検定会員、CFP、宅地建物取引士資格取得。

外資系生命保険会社、日系証券会社、外資系金融機関、信託会社を経て、平成28年、企業オーナーに特化した民事信託を活用しての資産管理、財産承継のコンサルティング会社「株式会社継志舎を設立」。会計事務所と連携した企業オーナーや資産家への金融サービスの提供業務にも経験が豊富。また、信託の健全な活用とビジネスを目的に税理士、弁護士、司法書士らを会員とした専門協議会組織「一般社団法人民事信託活用支援機構」の中心的な存在としても活躍中。主な著書は、「民事信託を活用するための基本と応用」「『危ない』民事信託の見分け方」などがある。

門領域が多岐にわたるため、現時点で、一人ですべてをこなせる者はほぼいないとは考えている。専門家として真摯に自身の専門領域をカバーし、できない領域は実績のある専門家と連携できるネットワークを有する専門家がお勧めである。そのような専門家は、一人で対応することができないことを認識しているため、自身の専門領域以外の実績を有する専門家との接点をもつことを常に心がけている。このような専門家にお客様を紹介し、ご自身はその経過について各専門家から報告を受け、お客様と同じ立場で理解しながら一歩ずつ進めていくことがよいと考えている。

#### ② ご自身で信託の組成に関わる場合

ご自身はどの領域を担うのかをまず決める必要がある。それ以外の専門領域は、外部の専門家と連携することが必要。お客様のニーズを把握し、信託の仕組みまで構想し、その構想を信託契約にすることは法律の専門家に任せるといったイメージ。その専門家が作成した信託契約がお客様のニーズを満たすのかをご自身がチェックできることが必須だが、当初は難しいと思う。契約書を作成した以外の専門家にも支援を要請し、客観的なチェックを求めることもよいと思う。ご自身では気づかなかった事項にリスクがあったことも発見できる。複数の専門家にアクセスができるよう日頃より情報の収集をすることをお勧めする。

法律・税務の専門家でない筆者が大変生意気なことを申し上げた。これからの日本には信託の活用が不可欠と思っている筆者は、民事信託が健全に普及し、『危ない民事信託』が生まれないような実務が行われることを望んでいる。心ある専門家と連携し、今後、大いに健全な民事信託が普及することを望む次第である。